

## 過去テーマに関する取組状況について

## 第1 ブラインド等のひもの安全対策（2013年度テーマ）

## 1 提言後のこれまでの報告

本テーマの取組状況について、東京都（以下「都」という。）は本協議会において、以下の報告をしている。

- 2015年度報告（2015年12月26日）
  - JIS原案作成の動向
- 2016年度報告（2017年2月14日）
  - 事故状況（東京消防庁救急搬送事例、消費者庁報道発表資料）
  - 業界の取組
- 2017年度報告（2018年2月15日）
  - JIS A4811「家庭用室内ブラインドに附属するコードの要求事項・子どもの安全性」の制定（2017年12月20日）

## 2 事故状況

都は事故状況把握のため、東京消防庁救急搬送事例、医療機関ネットワーク等<sup>1</sup>受診事例を収集した。

都が把握した事故事例として、2014年1月1日から2018年12月31日までの5年間<sup>2</sup>で、ブラインド等（カーテン、スクリーン、シェード含む）のひも（チェーン、タッセル、コード含む。）による6歳以下の窒息事故で救急搬送や受診に至った事例は3件、うち1件は重篤<sup>3</sup>であった。

表1-1 2014年から2018年までの5年間の事故事例件数(窒息)

	救急搬送・受診件数
東京消防庁救急搬送事例	1 (1)
医療機関ネットワーク等受診事例	2 (0)
合計	3 (1)

(注) カッコ内は要入院判断の件数

<sup>1</sup> 消費者庁と独立行政法人国民生活センターは、2010年から共同事業として、同種・類似の事故の再発を防止するため、全国24病院（2018年12月時点）が参画し、消費生活において生命・身体に被害を生ずる事故に遭い医療機関を受診した患者から、消費者からの相談になりにくい不注意や誤った使い方も含めて事故の詳細情報等を収集する医療機関ネットワーク事業を実施している。今回都は、国民生活センターから提供を受けた医療機関ネットワークの事例と国立研究開発法人国立成育医療研究センターから提供を受けた事例について、提供情報の範囲で同一事故と思われるものは除いて集計した。

<sup>2</sup> 医療機関ネットワークについては当該期間に通知された事例を収集した。なお、東京消防庁救急搬送の2018年の事例については速報値である。

<sup>3</sup> 重篤とは、生命の危険が切迫しているもの

表 1-2 2014 年から 2018 年までの 5 年間の事故事例(窒息)

No.	発生年	年齢月齢	事故(危害)の内容	
1	2015 年	1 歳 9 ヶ月 女兒	重篤	自宅のブラインドの紐が首に巻き付いているところを保護者が発見して救急要請に至った。(東京消防庁救急搬送事例)
2	2016 年	2 歳 5 ヶ月 女兒	軽症	外出先の本屋のブラインドのプラスチック製のチェーンをさわりながら走っている際に、首にチェーンが引っかかり足がすべり 2~3 秒(保護者の体感時間)足が宙に浮いた状態になった。意識障害はなかったので外来通院で経過を観察した。(医療機関ネットワーク等受診事例)

(注) 上記の 2 件のほか、2017 年に軽症の事例が 1 件あった。

また、ブラインド等のひもに引っ掛かって転倒またはブラインド等が落下して医療機関の受診に至った事例は 1 件(中等症<sup>4</sup>)あった。

<参考> 表 1-3 2014 年から 2018 年までの 5 年間の事故事例(窒息以外)

No.	発生年	年齢月齢	事故(危害)の内容	
1	2018 年	2 歳 8 ヶ月 女兒	中等症	自宅にてカーテンのひもに針金細工の小物を引っ掛けて遊んでいたところ、その小物の出っ張った部分で左上眼瞼を引っ掛けた。(医療機関ネットワーク等受診事例)

### 3 業界での取組状況

#### (1) 商品の安全対策

##### ① 安全器具と一体化した商品の開発・普及

業界団体の各会員企業では、子供が直接触れられないようにループになっている操作コードの下部を覆う商品や、荷重がかかるとループが分離する商品などの普及を進めている。

##### ② ひも部分がない・ループが小さいなど、安全性の高い商品等の開発・普及

日本ブラインド工業会の各会員企業では、ひもがない商品、ひもで操作する代わりに棒を使って操作する商品、操作するひもがループ状になっていない商品などの普及を進めている。また、生地裏側にあるループ部分を小さくするなど安全性の高い商品の開発・普及を進めている。

日本インテリアファブリックス協会の各会員企業では、ひも部分がないロールスクリーン、プリーツスクリーンなどの開発・普及を進めている。

##### ③ 既に使用されている商品に対応する安全器具の普及

日本ブラインド工業会の各会員企業では、既に使用されている商品にも対応できる安全器具として、ひも部分に子供の手が届かないようにチェーンやコードを束ねるクリップの普及を進めている。

<sup>4</sup> 中等症とは、生命の危険はないが、入院を要するもの

#### ④ 業界による統一基準(JIS規格)の制定

各業界団体は、2014年度から2016年度にかけて「高機能JIS等整備事業「安全・安心な社会形成等に資するJIS開発;ブラインド、カーテンのひもの安全性(子どもの安全)に関するJIS開発」(経済産業省)へ参画し、2017年12月20日に、JIS A4811「家庭用室内ブラインドに附属するコードの要求事項-子どもの安全性」が制定された。

要求事項として、「子ども(6才未満)が背伸びして手が届く範囲にひもがないこと」、「ひも等によって形成されるループ(輪のような形の閉構造)が子どもの顎の高さまで無いこと」、「子どもの頭部が挿入可能なループが無いこと」、「一定の荷重によって、ひもが分離する機能(セーフティジョイント)を持つこと」等、少なくともどれか1つを満たすことが規定されている。

#### ⑤ その他

インテリア産業協会では、調査・研究活動支援事業を実施しており、2017年度から2018年度の調査・研究活動支援事業において「ブラインド等のひもの安全に関する調査」に取り組んでいる調査研究グループに対して、その調査研究費用の一部を助成している。この調査研究は、ブラインド等のひもの最新の情報を収集し、それを公開することでインテリアコーディネーターや生活者に安全視点で商品への関心を高めてもらい、安全に配慮したインテリアについて継続して提案、採用してもらうことをねらいとしている。

#### (2) 消費者への普及啓発

業界団体及び業界団体の各会員企業では、商品のタグや取扱説明書へ注意喚起を掲載するほか、展示会・会員企業ショールームなどでの一般消費者向けのパンフレット配布、安全に関するセミナーや会報、ホームページなどにより積極的に普及啓発を進めている。

#### (3) 情報収集と活用

日本ブラインド工業会では、従前より事務局にて窓口業務を遂行している。事故情報データを収集し、適宜各会員企業と関係業界に情報の周知を実施している。

### 4 東京都の取組

ホームページやSNSで消費者へ注意喚起を継続している。また、子育て世代向けのイベントにおいて、注意喚起リーフレット「ブラインド等のひもの事故に気を付けて!」の配布を行っている。

業界において今後の安全対策検討に活用してもらうため、今回収集した事故情報を事業者団体に提供する。

引続き事故状況を注視し、継続的な注意喚起を行っていく。

## 第2 子供に対する歯ブラシの安全対策（2016年度テーマ）

### 1 提言後のこれまでの報告

本テーマの取組状況について、都は本協議会において、以下の報告をしている。

- 2017年度報告（2018年2月15日）
  - 業界の取組

### 2 事故状況

都は事故状況把握のため、東京消防庁救急搬送事例、医療機関ネットワーク等受診事例を収集した。

都が把握した事故事例として、2016年1月1日から2018年12月31日までの3年間<sup>5</sup>で、歯ブラシにより受傷<sup>6</sup>した5歳以下の事故で救急搬送や受診に至った事例は188件<sup>7</sup>、うち要入院と判断された事例は23件であった。

表2-1 2016年から2018年までの3年間の事故件数

	救急搬送・受診件数
東京消防庁救急搬送事例	115 (13)
医療機関ネットワーク等受診事例	73 (10)
合計	188 (23)

(注) カッコ内は要入院判断の件数

表2-2 事故件数の時系列変化(東京消防庁救急搬送事例)

発生年	軽症	中等症	重症	計
2011年	39	6	0	45
2012年	33	9	2	44
2013年	36	2	0	38
2014年	33	6	1	40
2015年	37	9	0	46
2016年	39	4	0	43
2017年	35	4	0	39
2018年	28	4	1	33
計	280	44	4	328

(注) 2011年から2015年の事故件数は2016年度報告済み

<sup>5</sup> 東京消防庁救急搬送事例の2018年については速報値。医療機関ネットワークについては当該期間に通知された事例を収集した。

<sup>6</sup> 誤飲を除く。

<sup>7</sup> 搬送事例と受診事例は、一部重複の可能性あり（以下同様）。

表 2-3 年齢月齢別事故件数(東京消防庁救急搬送事例)

年齢	軽症	中等症	重症	計	割合
0歳6～11ヶ月	2	1	0	3	2.6%
1歳	44	6	0	50	43.5%
2歳	37	2	0	39	33.9%
3歳	11	2	1	14	12.2%
4歳	7	1	0	8	7.0%
5歳	1	0	0	1	0.9%
計	102	12	1	115	100.0%

(注) 1 重症とは、生命の危険が強いと認められたもの  
 2 「1歳以上」は月齢不明

表 2-4 年齢月齢別事故件数(医療機関ネットワーク等受診事例)

年齢	軽症	中等症	重症	計	割合
0歳6～11ヶ月	1	0	0	1	1.4%
1歳0～5ヶ月	14	2	0	16	22.2%
1歳6～11ヶ月	15	2	0	17	23.6%
2歳0～5ヶ月	12	0	0	12	16.7%
2歳6～11ヶ月	8	2	0	10	13.9%
3歳0～5ヶ月	3	0	0	3	4.2%
3歳6～11ヶ月	5	2	0	7	9.7%
4歳	3	1	0	4	5.6%
5歳	2	0	0	2	2.8%
計	63	9	0	72	100.0%

(注) 1 年齢が不明の事例1件(軽症)を除いて集計した。  
 2 2歳6～11ヶ月の軽症のうち、要入院と判断された事例が1件あった。

表 2-5 2016年から2018年までの3年間の事故件数

(中等症以上の東京消防庁救急搬送事例)

No.	発生年	年齢月齢	事故(危害)の内容	
1	2016	11ヶ月男児	中等症	体位の変換時に口に咥えた歯ブラシで口腔内を受傷。吸気時に異音があり、心配になった保護者からの救急要請
2	2016	1歳女児	中等症	自宅内にて児が歯ブラシを咥えたまま寝室へ歩いて行った。すぐに寝室から泣き声が聞こえたので見てみると、児が布団上に倒れており、口の中から血液が混じった唾液を垂らすので、救急車を呼んだ。
3	2016	1歳女児	中等症	自宅で歯ブラシを咥えたままベッド上で遊んでいた際に突然泣いて痛みがひどい、歯ブラシに血液と組織片が付着していたため救急要請となった。
4	2016	2歳女児	中等症	歯ブラシが口腔内に刺さった。保護者が救急要請。

No.	発生年	年齢月齢	事故（危害）の内容	
5	2017	4歳 男児	中等症	自宅内で歯ブラシを咥えたまま転倒し、口腔内から出血したため救急要請した。（保護者談）
6	2017	1歳 男児	中等症	自宅で歯ブラシを咥えた状態で座っていたところ前のめりに倒れ、その際に咥えた歯ブラシで口腔内を受傷した。心配になり救急相談センターに相談した結果、救急要請となった。
7	2017	2歳 女児	中等症	歯ブラシを咥えたまま前に転倒した。就寝中に目が覚め、右頬が腫れ発熱を伴っていたため救急要請。
8	2017	1歳 女児	中等症	歯ブラシを口に咥えたまま布団上に転倒、口腔内と鼻孔から出血したため、救急相談センターに電話連絡し救急要請となった。
9	2018	3歳 男児	中等症	歯みがきをしながら保護者に飛びついた際に口腔内に歯ブラシが刺さり出血したため、救急要請した。
10	2018	1歳 女児	中等症	歯ブラシを咥えたまま転倒し、口腔内から出血が認められたため、心配になって救急要請をした。
11	2018	1歳 女児	中等症	自宅内で歯ブラシを咥えた状態で歩行中に転倒。鼻と口腔内からの出血があったため、保護者が救急要請した。
12	2018	3歳 男児	重症	自宅で歯ブラシを咥えたまま歩いていたところ、布団の上で転倒し歯ブラシが口腔内に刺さったもの。発見した家族が救急要請
13	2018	3歳 女児	中等症	自宅で歯ブラシをしていた際転倒し受傷、口腔内から出血。止血し血が止まったため外出したが、外出先の車内で痛みがあるため、救急相談センターに相談、相談した結果救急要請となった。

(注)「1歳以上」は月齢不明

表 2-6 2016年から2018年までの3年間の事故件数

(要入院の医療機関ネットワーク等受診事例)

No.	発生年	年齢月齢	事故（危害）の内容	
1	2016	4歳 6ヶ月 男児	中等症	歯ブラシを咥えて走っていたところ転倒し、歯ブラシが喉に刺さり右口腔内を受傷した。出血は30分ほどで自然止血した。翌日（入院当日）朝、発熱を認め、活気不良を認めたため救急外来受診した。歯ブラシ損傷による咽頭後壁血腫・膿瘍疑い、気道の閉塞症状が出現する可能性があったため集中治療室入室となった。8日間入院
2	2016	1歳 4ヶ月 男児	中等症	歯ブラシを咥えてソファに座っていたが、前のめりに転落し歯ブラシが刺さった。保護者が抜去し歯科医院へ行ったが経過観察となった。夜発熱、頸部腫脹あり受診。蜂窩織炎の診断にて入院
3	2017	2歳 8ヶ月 女児	中等症	歯ブラシをくわえて、成人用ベッドの上で飛び跳ねていた。膝をついてよつんばいとなり、口のなかに歯ブラシがある状態で泣いているのを保護者が発見した。歯ブラシは刺さってはおらず、すぐにとれた。口腔挫創と咽頭後方の気腫をみとめた。上気道閉塞の注意が必要であるため、集中治療室へ入室した。8日間入院
4	2018	1歳 9ヶ月 女児	中等症	寝室で歯みがき中に歯ブラシを咥えたまま歩き回っていた時に兄姉につまづき転倒。歯ブラシを口に入れたままうつぶせになっているところを保護者が発見した。自分で歯ブラシを抜いた。血性嘔吐が6回あり救急車で来院。受診時右扁桃に出血を認めた(口腔挫創)。頸部造影CT検査により血管損傷はなかったが咽頭後方に気腫を認めた。抗菌薬治療、経過観察の目的に入院した。

No.	発生年	年齢月齢	事故（危害）の内容	
5	2018	1歳 5ヶ月 男児	中等症	夜間に歯ブラシが口腔内に刺さりうつぶせの状態の児を保護者が発見した。翌日に38.8℃発熱あり、受診。口腔挫創および、下顎から左頸部にかけての軽度腫脹、嚥下困難および流涎を認めた。造影CT検査で扁桃周囲の気腫と浮腫性変化を認め、膿瘍形成も懸念されたため集中治療室に入室した。
6	2018	1歳 7ヶ月 男児	中等症	リビングで保護者が児の歯みがきをおこなった後に、児に歯ブラシを渡して持たせていた。児の泣き声で保護者が気づいた。口に咥えたままソファをよじ登ろうとして足を踏み外し、歯ブラシが口腔内に刺さった可能性があった。直後には歯茎から出血していた。その後発熱と左耳下腺腫脹し受診。8日間入院
7	2018	3歳 7ヶ月 女児	中等症	歯ブラシを持ったまま歩いていて転倒した。口腔内から出血あったがティッシュで止血した。昼寝から起きたあとに痛みを訴えるため、よく見たら右頬穴があいていることに気がついた。右側口腔挫創のため9日間入院した。
8	2018	2歳 7ヶ月 女児	中等症	夜、自分でやりたいと言って、歯ブラシを咥えたまま転倒しうつぶせになった。歯ブラシをとると、歯ブラシに血が付いていた。その日は、止血もされていたので様子を見て、翌日近所の歯科へ。発熱もあり。4日後に歯科へ受診すると傷がよくなっているとのことで終診。しかし、発熱は持続したので、その2日後に受診。歯ブラシの外傷からくる頸部リンパ節腫脹、発熱の可能性があり、入院、抗生物質の点滴加療のため入院となった。数日点滴後、改善のため退院となった。

(注) 掲載許可が得られた8事例を掲載

### 3 業界での取組状況

#### (1) 商品の安全対策

全日本ブラシ工業協同組合では、2017年に、歯ブラシのパッケージ注意表記の強化と表示事項の改善として、注意喚起文と注意喚起を意味するピクトグラムを表記することとした。各会員企業はパッケージを更新する時から実施し始めている。

大手製造事業者でも、パッケージの裏面に従来よりも丁寧でわかりやすい表記になるように工夫を施した表記を掲載している。

商品の安全対策と刷掃性（口内のプラークを除去し、むし歯などを予防する）はトレードオフの関係にあり、両立させることは難しいため、刷掃性を重視した商品は従来どおり販売を継続し、平行して、安全対策を重視した商品の開発をすすめている。

また、従来通り刷掃性を重視した商品と、安全対策を重視した商品の2種類をラインナップする場合、消費者が正しく選択できる工夫が必要であることから、消費者とのコミュニケーション方法についても検討している。

日本チェーンドラッグストア協会では、曲がる歯ブラシやのど突き防止カバーのある歯ブラシ等、安全性の高い商品の提案、販売を行っている。

プライベートブランド商品については、特許等の兼ね合いもあるため、まずは事故防止の注意喚起を啓発している。

## (2) 消費者への普及啓発

リーフレットの配布や商品パッケージを通じて消費者への普及啓発を実施している。

大手製造事業者では、歯みがき中の子供を座らせ、歯みがきに集中させる事が重要なため、そのひとつの対策として、子供が楽しみながら歯みがきに集中する子供向けアプリを作成している。

日本チェーンドラッグストア協会では、消費者と直接相談や接客をする薬剤師・登録販売者等からわかりやすく啓発していくことを推進している。登録販売者の意識を高め、効果的な普及啓発につなげるため、「登録販売者の日」(10月6日)(一般社団法人日本記念日協会)の認定の申請をしている。認定されるにあたり協会として、「すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活気ある社会とするため、OTC医薬品・健康食品・化粧品・日用品等を通じて、健康寿命の延命及び生活の質(QOL)の向上を実現すること」を宣言する。さらに宣言の中に、東京都に限らず全国的に、登録販売者として「子供に対する歯ブラシの安全対策」の啓発も盛り込む方向で検討を進めている。

日本小児歯科学会では、子供の歯みがきに関するリーフレットを作成し、学会ホームページ上に掲載している。

小児科医会と共催の公開講座を2019年1月に開き、消費者への事故防止の呼びかけを行っている。また、現在改定中の医歯薬出版、日本小児歯科学会編「乳幼児の口と歯の健診ガイド」第3版コラムにて「歯ブラシ事故」について掲載を予定している。

## (3) 情報収集と活用

全日本ブラシ工業協同組合の各会員企業、大手製造事業者ではそれぞれ相談窓口の周知及び事故情報収集を行っている。

日本チェーンドラッグストア協会の各会員ドラッグストアでは、薬剤師・登録販売者等が消費者の直接の相談窓口となっている。事故情報データの活用については、東京消防庁等のデータを参考に、必要であれば協会から各会員企業に連絡等、周知徹底をしている。

## (4) 安全対策を進めるうえでの課題等

製造事業者では、商品に安全対策を盛り込んだ場合、保護者の方が商品を過信し注意が行き届かなくなることを懸念点としている。そのため、製造事業者が保証すべき「安全性」と歯ブラシの機能のバランスが課題と考えている。

日本チェーンドラッグストア協会では、安全対策を進めるうえでも「資格者(薬剤師や登録販売者等)からの啓発」という観点を重要と考えているが、歯ブラシ等の日用品、医薬品、化粧品を直接消費者に接客販売している「登録販売者」という資格の認知度がまだ低いため、「子供に対する歯ブラシの安全対策」の啓発に努めるも、消費者に聞き入れてもらう重み(伝わり方)が

弱いように感じている。

日本小児歯科学会では、時間の経過とともに啓発の機会が減少しないよう、再度理事会等で周知を徹底し、呼びかけていく。

#### **4 東京都の取組**

ホームページや SNS で消費者へ注意喚起を継続している。また、子育て世代向けのイベントにおいて、注意喚起リーフレット「乳幼児の歯みがき中の喉突き事故に注意！」の配布を行っている。

業界において今後の安全対策検討に活用してもらうため、今回収集した事故情報を事業者団体に提供する。

引続き事故状況を注視し、継続的な注意喚起を行っていく。

### 第3 子供のベランダからの転落防止のための手すりの安全対策（2017年度テーマ）

#### 1 提言後のこれまでの報告

本テーマについては、昨年度（2018年2月15日）に提言がされており、今回は提言後初めての報告となる。

#### 2 業界での取組状況

##### （1）商品の安全対策

###### <中高層住宅>

業界団体の各会員企業では、設計段階での手すりの高さや格子の隙間等について設計者と確認をし、また、横棧タイプ手すりの横格子の隙間を小さくする仕様設定をするなど事故防止の対応している。

ベターリビングでは、協議会の対策案（手すりを内側に倒す）について、プランニング・強度性能・経済性等の面から実効性を検討するため、関係生産団体と意見交換会を定期的に開催し協議を行っている。なお、その他の対策手法については、製造事業者及び団体の開発動向や要望に柔軟に対応することとしている。

注意表記については、業界団体の各会員企業では、引続き注意喚起シールやスマートフォンから詳しい注意事項を確認できるQRコード付きラベルシールを手すりに貼付ける注意喚起を実施している。

日本アルミ手摺工業会では、注意喚起シール等の手すりへの貼付け等を必須とする方向で積極的に普及していく検討をしている。

###### <低層住宅>

日本エクステリア工業会では、JIS A 6601 低層住宅用バルコニー構成材及び手すり構成材の改正委員会において、手すりの高さ・足がかり・隙間についてJISに盛り込む方向で検討している。2018年9月に第1回分科会を開き、2019年6月の第6回分科会で審議完了の予定で進めている。

注意表記についても、JIS A 6601改正で、「製品の表示」の項目に「乗り越え防止に関する注意喚起シール」を追加する方向で検討している。

住宅生産団体連合会では、子供のベランダからの転落防止に配慮した商品の普及等のため、会員企業に対し、周知を行っている。

##### （2）消費者への普及啓発

日本アルミ手摺工業会では、転落の最大要因である足掛かりとなるものを置かないことなどの普及啓発の取組について、ベターリビングなどの他団体と協働し検討している。

日本エクステリア工業会では、2018年12月よりホームページにて具体的な注意喚起を行っ

ている。

### (3) 情報収集と活用

日本アルミ手摺工業会では、消費者庁の重大事故情報や NITE の事故情報を収集し、随時各会員企業へ事故情報を提供、共有することで取り得る対策などを検討していくこととしている。

日本エクステリア工業会では、CS 委員会で定期的に会合を行い、CS 委員会参加製造事業者の事故情報を収集している。事故情報を検討し、消費者への注意喚起が必要と判断した場合、ホームページに追加している。

### (4) 安全対策を進めるうえでの課題等

住宅の生産分野では、製品の仕様は住宅の発注・設計サイドによるところが大きいため、設計者やデベロッパー、分譲住宅の管理組合等の理解を得る活動が必須である。

また、足がかりとなるものにはエアコン室外機もあるため、家電（空調機）業界団体も参加したルールづくりが必要である。

## 3 東京都の取組

2017 年度末に事業者団体、消費者団体、子育て支援団体、関係機関等と連携して、事故防止啓発リーフレット「子供のベランダからの転落事故に注意！」を 10 万部作成し、都内の保育所、幼稚園、小学校、保健所や区市町村、小児科、産婦人科等を通じて配布している。

子育て世代が集まるイベント、東京都広報誌、消費生活情報誌、ホームページ、SNS 等で注意喚起するほか、マンション管理の総合情報誌などで普及啓発を行っている。

引続き事故状況を注視し、継続的な注意喚起を行っていく。